



福山市会計年度任用職員募集要項

福山市では、次に掲げる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

1 募集期間 2026年（令和8年）1月30日（金）～2月12日（木）（必着）

2 選考試験 2026年（令和8年）2月14日（土）

3 採用及び任用予定期間

採用は、2026年（令和8年）4月1日の予定です。任用期間は、採用の日から2027年（令和9年）3月31日までとします。

※必要に応じて再度の任用をすることがあります。

※免許又は資格を取得見込みとして受験した人については、当該免許又は資格を取得できなかつた場合、合格及び採用を取り消します。

※大学を卒業見込みとして受験した人については、大学を卒業できなかつた場合、合格及び採用を取り消します。

4 募集業務、採用予定人数及び募集要件

職務名	予定人数	募集要件
放課後児童支援員	10人程度	<p>次の①～④のいずれかに該当する人</p> <p>① 教員免許状（小・中・高、幼稚園、養護教諭又は栄養教諭）、保育士の資格又は社会福祉士の資格を有する人、又は2026年（令和8年）3月31日までに資格取得見込みの人</p> <p>② 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学のいずれかを専修し卒業した人（当該学科又は当該課程を修め、専門職大学の前期課程を修了した人を含む。）又は2026年（令和8年）3月31日までに卒業見込みの人</p> <p>③ 高等学校卒業者又は同等以上の資格を有する人であり、児童福祉事業又は<u>放課後児童健全育成事業</u>に類似する事業に2年以上従事した経験のある人（※1）</p> <p>④ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した経験のある人</p>

（※1）「放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した経験のある人」とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある人」であり、児童と積極的な関わりを持つことが必要であるため、見守りなどの経験は含まれません。

（※2）採用された場合、放課後児童支援員として従事することとなってから2年を経過する日の属する年度の末日までに放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要があります。

5 応募資格

上記4の表の募集要件を満たす人（募集要件の児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業及び放課後児童健全育成事業の経験年数は、申込み時点で満たしていることとします。その場合は、業務経験年数が確認できる書類を添付していただきます。）

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は、応募できません。

（1）禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の

- (2) 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 外国籍の人も受験できますが、在留資格において就労等が制限されている場合には、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。
- なお、試験に合格した際には、在留カード等の写しを提出していただきます。

6 主な業務内容及び勤務条件

- (1) 業務内容 放課後児童クラブにおける小学校児童の遊びや生活指導等
- (2) 勤務場所 福山市内の放課後児童クラブ
- (3) 勤務時間 週30時間勤務（※詳しくはお問い合わせください。）
 - 学期中
月曜日から金曜日まで 13時15分～18時15分
土曜日 8時30分～13時30分又は
12時00分～17時00分
(5時間の交替勤務)
 - 長期休業中（学校の夏休み、冬休み、春休みの間）
月曜日から金曜日まで 8時30分～13時30分又は
13時15分～18時15分
(5時間の交替勤務)
 - 土曜日 8時30分～13時30分又は
12時00分～17時00分
(5時間の交替勤務)
- (4) 報酬額等 報酬額 月額191,046円（予定）
(地域手当相当額3,746円を含む)
 - ※このほか、通勤手当、期末手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額の2.075月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額の2.525月分）、勤勉手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額の1.39月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額の2.125月分）などの諸手当をそれぞれの条件によって支給します。
(2026年（令和8年）4月1日（予定）
(ただし、条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。)
- (5) 休暇等 年次休暇、特別休暇、病気休暇などの制度があります。
- (6) 社会保険等 健康保険（広島県市町村職員共済組合）、厚生年金（日本年金機構）、及び雇用保険の制度が適用されます。

7 申込書類（※提出された書類は、返却しません。）

- (1) 所定の申込書（別紙様式）
 - (2) 資格を証明する書類の写し
 - ア 教員免許状、保育士資格証明書又は社会福祉士登録証の写し
- ※上記4の表の募集要件①の資格を有する要件で受験する人（取得見込みの人を除く。）のみ

イ 卒業証書等の写し

※上記4の表の募集要件②の大学卒業の要件で受験する人（卒業見込みの人を除く。）及び同表募集要件③の高等学校卒業者又は同等以上の資格を有する人の要件で受験する人

ウ 児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明するもの（在職証明等）

※児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事経験の資格で受験する人のみ

エ 放課後児童健全育成事業に従事したことを証明するもの（在職証明等）

※放課後児童健全育成事業従事経験の資格で受験する人のみ

○申込書の入手方法

① インターネットで出力する場合

福山市保育施設課ホームページ

（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hoikushisetsu/386197.html>）にアクセスし、必要書類をA4サイズの用紙（両面印刷）にプリントアウトして使用してください。

② 直接取りに行く場合

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課（市役所本庁舎7階）、総合案内（市役所本庁舎1階）、松永・北部・東部・神辺・鞆・内海・沼隈・芦田・加茂・新市の各支所及び各図書館で配布しています。

8 申込受付

募集期間内に必要書類を保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課へ郵送又は持参してください。

○ 申込期限 2026年（令和8年）2月12日（木）必着

○ 申込み・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

電話（084）928-1114

※封筒の表に赤字で「会計年度任用職員（放課後児童支援員）申込み」と書いてください。

○ 持参の場合の受付時間 8時30分から17時15分まで
(土・日曜日・祝日を除く。)

9 選考試験

※受験票などの送付はしません。受験票は、試験会場でお渡ししますので、当日は直接会場にお越しください。

※当日は、筆記用具（鉛筆及び消しゴム）を持参してください。

(1) 日 時 2026年（令和8年）2月14日（土）

午前 8時30分～12時00分（予定）

※受付時間：午前 8時00分～ 8時20分

(2) 試験内容 作文（50分）及び面接

(3) 会 場 福山市役所（福山市東桜町3番5号）（※受験者用の駐車場はありません。）
受付場所 3階 小会議室前

10 合格発表

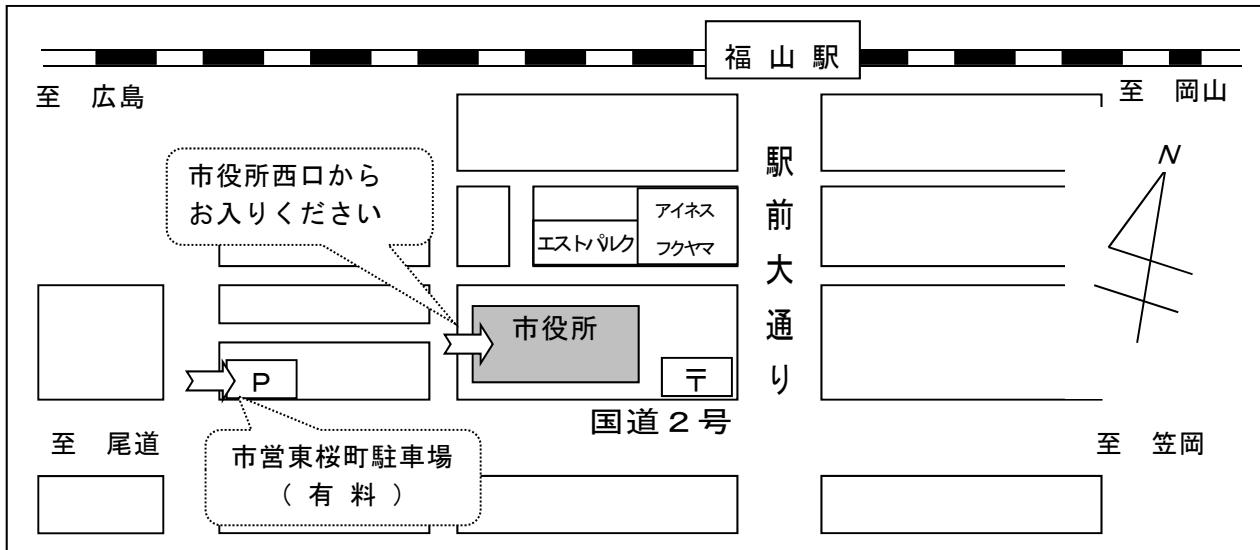
合否については、受験者全員に結果を文書で通知します。

（なお、電話でのお問合せにはお答えできません。）

試験会場案内

○福山市役所本庁舎へのアクセス

J R 福山駅「ばら公園口」から南へ徒歩約 10 分



※受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

申込み・問合せ先

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 (084) 928-1114